

# 第5回

## 合併協議会会議録

平成16年1月28日（水）

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

## 第5回 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

○日 時 平成16年1月28日(水) 午後2時30分

○会 場 木曾川町役場 2階 中央公民館講堂

### ○出席委員(32名)

会 長	谷 一夫	一宮市長	副会長	丹羽 厚詞	尾西市長
副会長	山口 昭雄	木曾川町長	委 員	神戸 秀雄	一宮市議会議員
委 員	吉田 勇吉	一宮市議会議員	〃	木村 貞雄	一宮市議会議員
〃	梶田 信三	一宮市議会議員	〃	北岸 節男	尾西市議会議員
〃	時田 晴彦	尾西市議会議員	〃	天野 彰	尾西市議会議員
〃	川井 勇	木曾川町議会議員	〃	川合 正高	木曾川町議会議員
〃	井浪 清	木曾川町議会議員	〃	日比野友治	木曾川町議会議員
〃	豊島 半七	一宮市学識経験者	〃	常川 雄次	一宮市学識経験者
〃	大島千恵子	一宮市学識経験者	〃	佐野 豪男	一宮市学識経験者
〃	友定 良枝	一宮市学識経験者	〃	吉田 弘	尾西市学識経験者
〃	宮田 肇	尾西市学識経験者	〃	上田 芳敬	尾西市学識経験者
〃	青木 隆子	尾西市学識経験者	〃	中島 路可	尾西市学識経験者
〃	橋本 照夫	尾西市学識経験者	〃	五藤 和吾	木曾川町学識経験者
〃	葛谷 昭吾	木曾川町学識経験者	〃	五藤 久佳	木曾川町学識経験者
〃	杉本 尚美	木曾川町学識経験者	〃	不破 孝彦	木曾川町学識経験者
〃	松村真早美	木曾川町学識経験者	〃	古池 庸男	学識経験者

### ○欠席委員(2名)

委 員	浅田 清喜	尾西市議会議員	委 員	栃倉 勲	一宮市学識経験者
〃	神藤 浩明	学識経験者			

○議事日程

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

(1) 報告事項

報告第16号 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会委員の変更について

(2) 小委員会の会議状況報告

(3) 協議事項

総務文教小委員会関係

協議第48号 条例、規則等の取扱いについて

協議第49号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第50号 公共的団体等の取扱いについて

協議第51号 交通関係事業（その2）について

厚生小委員会関係

協議第50号 公共的団体等の取扱いについて

経済環境小委員会関係

協議第50号 公共的団体等の取扱いについて

建設小委員会関係

協議第50号 公共的団体等の取扱いについて

協議第52号 上・下水道事業（その2）について

(4) その他

・住民説明会の開催状況について

・次回協議会の開催日程について

4. 閉会

○森 輝義事務局長

ただいまから「第 5 回 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会」を開催いたします。

本日の会議に当たりまして、2 号委員の浅田委員さんと 3 号委員の栃倉委員さん、4 号委員の神藤委員さんから欠席のご連絡をいただいています。従いまして、会長を除いた委員総数 34 名のうち、ご出席が 31 名となっております。協議会規約第 10 条の規定により、開催要件を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、会長の谷一夫一宮市長からごあいさつ申し上げます。

○谷 一夫会長

開会にあたり、一言ごあいさつさせていただきます。

これまでの寒さが今日はちょっと和らぎまして日差しが随分明るく感じますが、やはり風は冷たい中、またお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

前回の協議会以後、各小委員会、精力的に開催をしていただきまして、大変熱心なご議論をいただきましたことに対しまして感謝を申し上げたいと思います。重要な事柄も幾つか決まってまいりまして、合併協議もいよいよ大詰めに来たかな、そんな印象すら持つところでございます。

私も昨年秋でしたか、この会場にお邪魔をさせていただきました。そのときは合併シンポジウムということでお邪魔をしたわけでございます。それぞれの市町 3 回にわたってシンポジウムを開催いたしました。そのときに司会の方の問いかけで、合併を進めていく上で一番重要なことは何だと思えますかと、こういう問いかけがございまして、それぞれお答えしたわけでありましたが、私は、3 つの会場すべてで一番大事だと私が思うのは信頼であると申し上げました。我々の間の信頼、そしてまた住民の皆さん方との間の信頼、信頼が一番重要であると申し上げましたことを記憶をいたしております。あとしばらくのことだと思っておりますが、この気持ちを維持しながら、しっかりと議論をしてまちづくりのいいプランを住民の皆さんに提案したいと思っておりますので、よろしくご協力のほどを申し上げます。

どうも今日はありがとうございました。

○森 輝義事務局長

それでは、ただいまから議事に入らせていただきますが、これ以降、会議の進行は会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

○谷 一夫会長

それでは、皆様方のご協力をいただきながら円滑な会議運営に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、報告事項といたしまして合併協議会委員の変更についてとなっておりますが、資料 1 ページ、資料 1 にありますとおり、12 月まで合併協議会委員でいらっしやいました服部豊委員にかわりまして、尾西市議会議員の天野彰さんに協議会委員としてご参加いた

だくことになりましたことをご報告いたします。

天野委員さんには既に総務文教小委員会委員として22日開催の小委員会にご出席いただいておりますが、協議会へのご出席は本日が最初でありますので、自己紹介を兼ねてごあいさつをいただきたいと存じます。

では、天野委員さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○天野 彰委員

改めまして、皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました尾西市の4人のうちの1人ということで、天野彰と申します。よろしくお願ひいたします。

前服部委員はいろいろな面で活躍をされた経緯をお聞きしております。私なりに一所懸命やらせていただくつもりでおりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○谷 一夫会長

どうもありがとうございます。

続きまして、(2)小委員会の会議状況報告でございます。

資料の2ページでございますが、前回同様、後ほど各委員長さんから協議事項をご説明いただきます。

なお、新市建設計画作成等小委員会につきましては協議の経過も随時ご説明いただくことになっております。新市建設計画作成等小委員会の状況につきまして丹羽副会長さんからご説明いただきたいと思います。

#### ○丹羽 厚詞副会長

新市建設計画作成等小委員会の協議状況をご報告申し上げます。

前回の協議会におきましては計画の骨子部分をご紹介させていただいたところでございますが、現在は、その骨子をもとに建設計画(案)作成に向けて文章化する作業に入ったところでございます。本日は、そのたたき台として前回の小委員会にお諮りした新市建設計画(素案)をお手元にお配りさせていただきました。この素案をたたき台といたしまして、県との協議に向け、今後、委員の皆様と協議しながら、肉づけしていく予定でございます。この新市建設計画(素案)につきましては、後ほどじっくりとご覧いただきますとともに、何かお気づきの点などございましたら、私をはじめ新市建設計画作成等小委員会のメンバーもしくは事務局にお伝えいただければと存じます。

また、新市の発展のためには、これからの時代、「新しい自治の仕組み」が必要ではないかとの委員からのご意見等を受けまして、特別にテーマとして設定して協議を進めているところでございます。この件につきましては、枠組み、仕組み、制度などを合併前に決めてしまうのではなく、その基本的な方向性を検討し、新市建設計画の中の「新たな住民参加・協働の仕組みづくり」の中での記述をすることにより、新市において住民の皆様方のご意見を聞きながら検討するためのベースにさせていただこうというものであります。この点につきましては、今後も引き続き協議を重ねていく予定でございます。

私からの報告は、以上でございます。

#### ○谷 一夫会長

ありがとうございました。

ただいま丹羽副会長さんからご説明のありましたことにつきまして、何かご質問等はありませんか。どうぞご発言ください。

よろしゅうございましょうか。

特にご発言もないようでございます。

各委員の皆様方におかれましては引き続き精力的にご協議いただきますようによりしくお願いをいたします。

それでは、続きまして、協議事項に入ります。

本日は、協議事項としては8項目でございます。各委員長さんから提案説明及び当該小委員会での協議結果をまとめてご報告いただき、それに対するご意見、ご質問を承った後、皆様にお諮りすることといたしますので、ご協力のほどよりしくお願いをいたします。

それでは、まず、総務文教小委員会関係といたしまして、梶田委員長さんから協議第48号、条例、規則等の取扱いから協議第51号、交通関係事業（その2）の4つの協議事項について報告、説明をお願いいたします。

#### ○梶田 信三委員

総務文教小委員会委員長の梶田でございます。総務文教小委員会関係の協議事項についてご説明申し上げます。今回ご協議をお願いする案件は、ただいまご紹介ありましたように、4件でございます。

資料の4ページ、資料4をお開きいただきたいと思います。

協定項目12、条例、規則等の取扱いでございます。

調整方針（案）は、

条例、規則等は、一宮市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえて、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

としております。

はねていただきまして、資料の5ページを開いていただきたいと思います。

合併の方式が編入合併となりましたので、原則として一宮市の条例、規則等を適用することとなります。これにつきましては特段ご意見はございませんでした。

続きまして、資料の7ページ、資料5をお開きいただきたいと思います。

協定項目14、一部事務組合等の取扱いでございます。

調整方針（案）は、

尾西市及び木曾川町は、それぞれ加入している一部事務組合等から、合併の日の前日をもって脱退するものとする。ただし、尾西地方特定公共下水道管理組合については合併の日の前日をもって解散し、事業については新市において行うものとする。

としております。

次に、資料の8ページをお願いいたします。

本来ならばそれぞれの団体に関連する小委員会で検討をしていただくものでありますが、合併方式が決まったことによりまして、2市1町のみで構成している尾西地方特定公

共下水道管理組合以外は尾西市・木曾川町がその合併の日の前日をもって一部事務組合等から脱退をするという共通方針の手続的な事項でもありますので、総務文教小委員会で一括で協議をさせていただきました。これにつきましても特段のご意見はございませんでした。

続きまして、資料の11ページ、資料6をお開きください。

協定項目16、公共的団体等の取扱いでございます。

調整方針（案）は、

公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。

（1）2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。

（2）2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。

（3）独自の団体は、現行のとおりとする。  
としております。

これは他の小委員会でも共通でありますので、皆様方におかれましてはこの文言の意味するところはよくご承知のことと思います。

総務文教小委員会関係では特段のご意見はございませんでした。

続きまして、資料の19ページ、資料7をお開きいただきたいと思います。

協定項目23-7、交通関係事業（その2）でございます。

調整方針（案）は、

交通安全教室については、一宮市・尾西市の制度を適用するものとする。また、交通指導員は一宮市の制度に合わせるものとし、尾西市の交通指導員は合併後一定期間内に廃止するものとする。

としております。

資料の20ページをお開きいただきたいと思います。

一番上の交通安全教室でございますが、これは概ね2市1町同じように実施しており、実施方法として行政のかかわりが強い一宮市・尾西市の制度を適用することになりました。

次に、交通指導員でございますが、一宮市は交通指導員4人を委託して駅前の交通指導、交通安全啓発活動などを行っており、一方、尾西市では交通指導員として市内7つの小学校に1人ずつ配置し、児童の登下校時の交通指導を主な業務としております。これにつきましては、尾西市の交通指導員制度は交通安全、防犯の意味からも重要とのご意見もございましたが、それを全市に広げた場合、学校には規模の大小があり、各校に1人を配置しても費用対効果に格差ができること、登下校時の安全確保はPTAや地域の方々のご協力をいただくべきものである等のご意見も出され、事務局案のとおりとなりました。

なお、「合併後一定期間内に廃止」ということですので、その間に子供は親や地域で守るといった方向でPTAや地域の方々の体制づくりについてもご協力をお願いすること

となろうかと思えます。

以上でございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

**○谷 一夫会長**

ありがとうございました。

ただいま報告、説明のございました4つの協議事項について何かご意見あるいはご質問ございましたら、どうぞお願いをいたします。

なお、協議第50号、公共的団体等の取扱いにつきましては、総務文教小委員会のほか、厚生小委員会、経済環境小委員会、建設小委員会にも同じ協議事項として上がっております。従いまして、各小委員会での報告、説明につきましては各小委員会単位でお願いいたしますが、決定につきましては建設小委員会の報告、説明までが済んだところでお願いをしたいと思えますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

それでは、どうぞ、ご発言をお願いいたします。

北岸委員。

**○北岸 節男委員**

まず、5ページの条例、規則等の「一宮市の条例、規則等を適用する。」というふうにおっしゃっておられますけれども、各市町、数字だけから判断しましても、2市1町それぞれにかなりな本数の違いがあります。確認をしておきたいのですが、これだけの違いがある条例、規則をすべて突き合わせた上で検討をされたのでしょうか、お聞きをしておきたいと思えます。

**○谷 一夫会長**

事務局、どうぞ。

**○伊神 正文事務局課長**

先ほど委員長の方からも報告がありましたように、一宮市に編入合併と決まったわけでございますので、原則として一宮市の条例、規則等を適用してまいるわけでございますが、それぞれ尾西市あるいは木曾川町独自でやってみえる事業があり、それに基づいた条例とか規則というのは当然のことながら今後も精査して生かしていかなければならないと考えております。

精査されたのかということでございますが、とりあえず今回ご提案申し上げたのは、こういったことでお認めいただきまして、もしご了解いただければ、これに基づいた方針で事務方の方で今後詰めてまいりたいということでございますので、精査はこれからでございます。

以上です。

**○谷 一夫会長**

北岸委員、どうぞ。

**○北岸 節男委員**

精査がこれからだということは一宮市の制度をこのまま例えばすぐ後に改めるわけにはいかないという場合も出てくる可能性があるわけですから、それは十分に論議してやっ



ていこうと、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

おっしゃるとおりでございます、それぞれの小委員会で多くの事務事業をすり合わせしていただきました。そういったことの調整も新しい市の条例、規則に生かしていかなければならないということでございますので、そういった精査を今後してまいりたいと、かように考えております。

○谷 一夫会長

北岸委員。

○北岸 節男委員

それと、一部事務組合の扱いのところで土地開発公社の扱いが、これは一宮市土地開発公社に一本化するということでありまして、尾西市に限りますと、実は土地開発公社そのものの存在意義がほとんどなくなったのではないかと持論を持っております。土地開発公社、申し訳ありませんが、絶えずうさん臭さがつきまってしまう外郭団体であると私は認識をいたしております。ですから、一本化するということと同時に、土地開発公社そのものが本当に必要なかどうか、あるいは、必要だと仮定した上で、あり方そのものをどのようにしていくのだという論議もされて当然だろうと思っておりますが、こういう点に関してはどのように論議が進んでおりますでしょうか。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

今回、合併となつての一部事務組合の統合でございますが、とりあえず2市1町の土地開発公社、これは新しい市になれば一本化しなければならないということに決まっておりますので、原課の方におきましては3つを1つにするといった調整方針（案）を掲げさせていただきまして今後やっていくというものでございます。その存在理由というか、存在価値の見だし方というのでしょうか、今、北岸委員さんがおっしゃったことは私どものところへはそこまでの情報は入っておりませんが、合併協議会の委員さんからそういった発言があったということをよくよく担当の方に伝えてまいりたいと、かように考えております。

○谷 一夫会長

ほかにいかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りしたいと存じます。

それでは、まず、協議第48号、条例、規則等の取扱いについて原案どおりご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第48号については原案どおり決定いたしました。

続きまして、協議第49号、一部事務組合等の取扱いについて原案どおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

ご異議なしと認めます。

協議第49号については原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議第51号、交通関係事業(その2)について原案どおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○谷 一夫会長

異議なしと認めます。

協議第51号については原案どおり決定をいたしました。

それでは、厚生小委員会の関係につきまして、吉田副委員長さんから協議第50号、公共的団体等の取扱いについて報告、説明をお願いいたします。

○吉田 勇吉委員

ご指名をいただきました厚生小委員会副委員長の吉田でございます。厚生小委員会関連の協議事項についてご説明を申し上げます。今回の協議をお願いする案件は1件でございます。

厚生小委員会関係の公共的団体等の取扱いについては他の小委員会の調整方針と同様ですが、個々の団体について委員から意見が数点出されました。

まず、資料の13ページであります。

一番上の民生委員児童委員協議会に絡めてのご意見で、民生委員と児童委員については基本的には同じ人が両方の役割を担うことになっているが、児童委員としての役割が年々大きくなっていることから、専任の児童委員、いわゆる主任児童委員をもっと配置すべきではないかとの発言がありました。これについて、配置基準等について今後市としても県に要望していくとのことでご了解をいただいております。

また、調整方針の中の「独自の団体は、現行のとおりとする。」の記載内容について、14ページの木曾川町の地域福祉ネットワーク会議及び健康づくり食生活改善協議会はそれぞれの協議項目の中で既に新市に広げるとの決定がなされており、反するのではないかというご質問がありました。これについては、事務局より、あくまでも個々の協議項目、この場合は高齢者福祉事業及び健康づくり事業における調整内容が優先されるとの説明があり、了解を得ました。

以上が、厚生小委員会の報告でございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

○谷 一夫会長

ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、よろしく願いをいたします。

ご発言ございませんか。

特にご発言もないようでございますので、この協議事項につきましては、総務文教小委員会と同様、建設小委員会の報告、説明までが済んだところで改めてお諮りをさせていただきます。

それでは、次の経済環境小委員会関係に移らせていただきます。

それでは、井浪委員長さん、協議第50号、公共的団体等の取扱いについて報告、説明をお願いします。

#### ○井浪 清委員

経済環境小委員会委員長の井浪でございます。経済環境小委員会関連の協議事項についてご説明申し上げます。今回ご協議をお願いする案件は1件でございます。

公共的団体等の取扱いについてでございますが、調整方針は他の小委員会と同様ですので、省略させていただきます。資料の15ページをお開きください。

委員からのこれらの団体のうち補助金を受けている団体の活動実態そのものが当初設立されたときの目的に沿った活動が現在行われているかどうか、しっかりと実態把握を行い、団体の統合・再編だけではなく、廃止という選択も視野に入れ、検討課題としていく必要があるのではないか、また、過去に合併した自治体で各公共的団体にお任せで後々もめごとが起こった事例もあり、行政が一定のアドバイザーになって、付かず離れず、うまく調整すべきであるとの意見がありましたことを報告申し上げます。

以上で、経済環境小委員会の報告とさせていただきます。よろしくご協議のほどをお願い申し上げます。

#### ○谷 一夫会長

ありがとうございました。

ただいまの報告、説明につきまして何かご発言があったら、願いをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### ○谷 一夫会長

特にご発言がないようでございます。

この協議事項につきましては、総務文教小委員会、厚生小委員会と同様、建設小委員会の報告、説明が済んだところで改めてお諮りをいたします。

それでは、次の建設小委員会に移らせていただきます。

それでは、川合委員長さん、協議第50号、公共的団体等の取扱い及び協議第52号、上・下水道事業(その2)について報告をお願いします。

#### ○川合 正高委員

それでは、建設小委員会委員長の川合でございます。建設小委員会関連の協議事項についてご説明を申し上げます。今回ご協議をお願いする案件は2件でございます。

建設小委員会の関係の公共的団体等の取扱いについては、先ほどの総務文教小委員会の調整方針と同じですので、省略させていただきます。

個々の事業で特段のご意見もございませんでした。

続きまして、資料の22ページ、資料8をお開きください。

協定項目23-23、上・下水道事業（その2）についてでございます。

調整方針（案）は、

（1）上・下水道事業ともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。

（2）受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。

（3）給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせる。

としております。

資料の23ページをお開きください。

2番の下水道の受益者負担金でございます。受益者負担金につきましては、現在、一宮市が面積割方式で1平方メートル当たり190円、尾西市は区分定額方式、木曽川町は面積割方式で1平方メートル当たり400円となっています。また、受益者の定義についても、一宮市と木曽川町が供用開始区域内の土地所有者、権利者等となっておりますが、尾西市はその中で下水道を使用する者のみを対象としており、2市1町大きく考え方が違います。

まず、負担金額については面積割方式を採用し、単位負担金額については一宮市の1平方メートル当たり190円に合わせることとなりました。

また、受益者の定義については一宮市及び木曽川町の制度に合わせ、供用開始区域内の土地の所有者等となりました。

その他はご覧のとおりですが、委員会の中で、木曽川町において接続ますの設置に当たって手続、費用とも行政が負担する仕組みとなっており、住民にとって手続がわかりやすく、加入率が上がるのではないかとの意見が出ました。手続については指定工事店と密接な連携を図りながら住民の負担にならないようにし、また、費用についても木曽川町が当初予定していた金額よりも接続ますが安く設置でき、1平方メートル当たり400円から190円になることにより接続時の負担総額についても大差はなくなるということで了解されています。

以上が、建設小委員会の報告でございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。

#### ○谷 一夫会長

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたことにつきましてご質問等ありましたら、ご発言をお願いします。

北岸委員、どうぞ。

#### ○北岸 節男委員

受益者負担金についてであります。一宮市、木曽川町と尾西市の場合は体系がひどく

違っているものですからお尋ねいたしますが、尾西市、仮に合併をすると決まって、来年の3月ですが、その1年間の間の実は違いといいますか、それが発生するわけですが、相当大きな負担金の違いが出てきてしまいますので、その間のタイムラグによる差金といいますか、これについての取り扱いはどのようにお考えになっているのか、お聞きしておきたいと思います。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

確かに北岸委員さんおっしゃるように、一宮市と木曽川町が平方メートル当たり幾ら、尾西市が面積に応じて幾らと体系が違います。平成16年度供用開始される所、平成17年度に供用開始される所、合併前、合併後、そこで区分されるわけですが、その合併前と合併後で体系が変わってしまう、これはもう事実でございます。それで、例えば尾西市の例をおっしゃったわけですが、例えば300～600平方メートルまでが一律12万円となっておりますが、このところで平成16年度申し込まれた方は合併後少し料金体系が変わることによって余分な支出をされるということになってまいりますので、それは平成17年度において精算という形で還付を申し上げるといったことで調整が整っております。

○谷 一夫会長

どうぞ、北岸委員。

○北岸 節男委員

分岐点がどこになるか私は計算しておりませんのでわかりませんが、600平方メートルか700平方メートルになる中でクロスするのだらうと思いますが、それ以上の方に関しましては、今事務局のおっしゃったように、差額を還付するという事で決着がつくかもしませんが、では、それ以上の広さの場合はどうされるのか、どうお考えになっているのかをお聞きしておきたいと思います。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

調整結果が一宮市に合わせるということでございますので、一宮市に合わせることによって不利益をこうむられる尾西市、木曽川町の平成16年度の加入者に対しては還付するという事でございます。

○谷 一夫会長

北岸委員。

○北岸 節男委員

面積の少ない方については還付という形になると思います。面積が多い方ですね、多い場合は逆に追加していただくことになるという考え方としたらどうか。これはなかなか難しいことではないかなと私は思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょう

か、お聞きしておきたいと思います。

○谷 一夫会長

事務局。

○伊神 正文事務局課長

今申し上げましたように、不利益を被られる方に対しては還付を申し上げる、そうでない方はそのままといったことをございます。

○谷 一夫会長

北岸委員。

○北岸 節男委員

そうしますと、早く加入した方は得しますよと。来年の3月以降に加入する方は損ですよと。それは救済措置はありませんよと、こういうことになるのでしょうか。これは不公平と考えますが、どのようにお考えでしょうか。どのようにされるか、教えていただきたいと思っています。

○谷 一夫会長

一宮市の水道事業等管理者、どうぞ。

○竹中 良博建設部会長

一宮市の竹中と申します。よろしくお願ひいたします。

今、委員のご質問の中で平成17年度以降の面積の多い人の扱いが不利になるといったご質問だったと思います。それにつきましては、資料の中にも書いてございますが、例えば1,000平方メートルを超える分については徴収猶予を10年間するとか。それから、いろいろな手法をやっておりますが、現在、一宮市では500平方メートルを超えるごとに取付管1カ所を無料で行う。例えば1,000平方メートルの場合は2カ所までは公費で負担する。1,500平方メートルまでは3カ所まで公費で負担する。木曾川町もこれは同様でございますが、そういう制度を新たに新市において導入するという事で、従来、尾西市の方は一定の面積の中ではどれだけ広くても1カ所だと、例えば2カ所、3カ所欲しい場合には実費で負担しなければならない制度になっております。

そこら辺を大変すり合わせに苦慮したわけでございますが、そこら辺は収支とんとんとするわけではございませんが、面積の広大の方のいわゆる超える500平方メートル単位で、極端なことを申しますと、無限大に箇所数を公費でやるという制度になるということでご理解をお願いしたいと思っています。

○谷 一夫会長

どうぞ、北岸委員。

○北岸 節男委員

いずれにしましても、私もこの資料を見て、ぱっとすべて検討したわけではありませんで、いずれの時期に加入しようとも、余り大きな不公平があってはいけないということはいくよくよく心にかけていただいて運用していただくと、お願いをいたしておきます。

それと、適切かどうか判断しかねますけれども、一宮市も木曾川町でもそうなのかもし

れませんが、実は、昨今、集合住宅が工場跡地等にできまして、既得権として特定公共下水道の流入する窓口を設けると、この場合は特定公共下水道を入れてしまっているのですね。そうしますと、例えばその権利のない集合住宅があったと仮定いたします。これは当たり前ですが、公共下水道へ接続しなければいけないと思います。片や特定公共下水道へ流入し、片や公共下水道へ流入すると。それはそれで構わないと思うのですが、ここに料金の違いが結構大きなものとしてあるわけですね。これはいずれ調整が必ず必要になるとと思いますが、これについては合併協議会として論議をされているのかどうか、事務方の中でもどのような論議があったのか、教えていただきたいと思います。

○谷 一夫会長

管理者どうぞ。

○竹中 良博建設部会長

ただいまのご質問でございますが、現状では新市の公共下水道計画、それから特定公共下水道の下水道計画、それを基本にいたしまして、それぞれの区域の中でそれぞれの料金体系でやっていただくというようなすり合わせの状況になっております。

それで、お尋ねの背中合わせで料金が違うというお話、これはごもっともなお話でございますが、将来的に新市の公共下水道が特定公共下水道を含んで、そういう事業計画の変更を効率的に行って一体としてやっていくといった状況までは今現状2つの形態でこの事業をやらなければいかんということになります。簡単に申し上げますと、特水の方は単価当たり75円ということで安いのですが、現実には特水の料金の組み立てが、ここも基本料金制を同じようにとっておりまして、40立方メートルまでが使っても使わなくても75円と。一般家庭で月25立方メートル使われるところは基本料金をいただくというようなことになっておりまして、結果的に割戻しますと、若干特水の方が高いかなというような感じもしますが、そういう観点から見ますと、現行の新市において2年後にすり合わせます料金と特水の現行で経過しています料金とはさほど開きがないというようなことで、私どもできるだけ早く両方の事業を今後一体化するように努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○谷 一夫会長

いいですか。

ほかにいかがでしょうか。ほかにご質問ありませんか。

どうぞ。

○山口 昭雄副会長

参考までに聞きたいのですが、商工会議所、商工会の今後の調整というのはどんな点までお話が進んでいるのか、あるいはどんなご意見が出ているか、ちょっとお聞かせください。

○豊島 半七委員

私どもの商工会議所と商工会の法律が違うのです。だから、なかなか一緒になるとか、そういうことはできないわけです。今の通常国会で商工会議所法が改正され、商工会議所

同士の合併は資産や税金の問題等も含めましてスムーズにできるようになったわけですね。そういう関係がありまして、私は、いずれにしろ、できるだけ早いうちに一緒になるべきだと個人的には思っています。従いまして、昨年の12月に吉田商工会長さんと五藤商工会長さんと非公式といいますか、ざっと話をしましょうということでお話をいたしました。

それで、3人の意見が合致しましたのは、とにかく合併はすべきである。ところが、今すぐというわけにいかない。各会議所あるいは商工会でもって、所内にいろいろ思想統一を図るように努めてまいりましょうということで、合併するということにつきましては同意できましたけれども、いつまでという期限はないであろうというのが現状であります。今後、話し合いを進めていく、こういうことになります。

それから、事務方といたしましては、既に2年前でしょうか。項目ごとに合同でいろいろな協議をいたしておりますし、一部役員の方も入って、そういうことで進めておりますので、いわば今は環境整備、そういうことをしている段階であります。

**○谷 一夫会長**

よろしいですか。

ありがとうございました。

ほかに何かございませんか。

特にほかにないということでございますので、お諮りをいたします。

協議第50号、公共的団体等の取扱いについて、4つの小委員会の報告、説明が終わりましたので、ここでお諮りをしたいと存じます。

協議第50号、公共的団体等の取扱いについて原案どおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○谷 一夫会長**

異議なしと認めます。

協議第50号については原案どおり決定をいたしました。

続きまして、協議第52号、上・下水道事業(その2)について原案どおりご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○谷 一夫会長**

異議なしと認めます。

協議第52号につきましては原案どおり決定をいたしました。

本日の協議事項は以上でございますが、その他といたしまして2点ございます。

まず、1月17日から各市町において開催しております住民説明会の開催状況について事務局から説明をお願いします。

**○森 輝義事務局長**

それでは、資料の29ページ、資料9をご覧ください。

合併住民説明会の開催状況でございますが、1月17日から1月25日まで11の会場で延べ



677名の方々にご参加をいただいております。

なお、この会場での主な質疑等を次の30ページから資料10として取りまとめさせていただいておりますので、参考にいただければと思います。

**○谷 一夫会長**

ありがとうございました。

ただいまの発言につきまして何かご質問等ございましたら、どうぞお願いをいたします。よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ、大島委員。

**○大島 千恵子委員**

すみません、お聞きしたいのですけれども、説明会のときの年齢ですね、年齢層といますか、ちょっと教えていただきたいのです。

**○谷 一夫会長**

事務局。

**○伊神 正文事務局課長**

受付の段階で、お年は聞いておりませんが、ざっと見渡した限り、40代以上、40代、50代、60代と。それぞれアンケートを書いていただくようお願いしております、そのアンケートを出していただいた方に年齢層、年齢のところに丸を打っていただくようになっています。それを見させていただくと、やはり40代、50代、60代の方が多いのかな、若年層が少ないといったことでございます。

**○谷 一夫会長**

よろしゅうございますか。

他にはいかがでしょうか。

取りまとめ内容でございますので、ありがとうございました。

住民説明会につきましては今後も、前回協議会で日程をお示しさせていただきましたとおり、2月15日まで各市町で開催させていただきますので、委員の皆様、傍聴の皆様も是非ご参加いただきますようお願いをいたします。

続きまして、今後の協議会の日程につきまして事務局から説明願います。

**○森 輝義事務局長**

それでは、続きまして、資料の34ページ、資料11をご覧ください。

当面の協議会、小委員会の日程はこの表のとおりとさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

なお、次回「第6回 合併協議会」は3月3日水曜日午後2時から、場所を変えまして尾西市商工会館3階研修大ホールを予定しております。また改めて文書でご案内申し上げますので、よろしく願いいたします。

**○谷 一夫会長**

その他で何かあれば。

**○森 輝義事務局長**

最後にもう一点、事務局から合併協議会の資料についてのお願いでございます。今回も、これまで同様、当日配付させていただきました。これは1カ月の間に5つの小委員会が開催され、その報告を小委員会終了後数日の間で作成しなければならないため、小委員会資料のように事前にお送りすることができませんでした。このことにつきましては第1回の協議会でも委員の皆様にご説明申し上げ、ご理解賜っていることではございますが、改めてご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご自身の担当小委員会以外の小委員会会議資料の事前入手をご希望される方は、誠に申し訳ございませんが、各市町の合併担当課へご相談いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

#### ○谷 一夫会長

ありがとうございました。

本日予定しておりました議題は、以上でございます。

せっかくの機会でございますので、議題に関しないものでも結構でございますが、どうかフリースピーキングということで、ご発言あるなら、どうぞいただきたいと思っております。

どうぞ、井浪委員。

#### ○井浪 清委員

木曾川町の井浪です。

昨年の12月25日には、第4回合併協では新市の名前だけで2時間にも及ぶ激論が交わされました。それぞれの方がさまざまな意見を出されたのでございますが、この合併協は議会と同じで言論の場でございますので、そういった意見に対してとやかく言うものではございませんが、しかし翌26日の中日新聞の尾張版、この尾張版の記事にはあたかも木曾川町の委員すべてが「一宮市」という新市の名前に反対のような記事の書き方ございましたので、そういった中日新聞社に対して強く抗議するものでございます。

まず、見出しでございますが、「新市名『一宮市』 数の論理で不満の声 合併協で木曾川町委員ら」、こういった見出しでございますが、見出しですので、当然大きな字でございますが、たったこの2行の見出しで私はぶち切れしました。普通見出しというのは見出しを見ただけで記事の全体像が浮かんでくるものでございますが、この見出しはマスメディアとして公平さを著しく欠いています。この新聞を読んだ方からはことごとく、木曾川町は「一宮市」の名前に反対ですかというようなご質問を受けました。まだお尋ねしてありませんが、一宮市の委員の方も、尾西市の方も、そのような質問を受けてみえております。

この記事の末尾に、ヒロセカズミさん、フジワラテツヤさんという方が担当してみえますが、私はこの両人の方を存じ上げておりませんが、もしここにお見えでしたら、是非しっかり聞いていただきたいと思っております。

まず、見出しの第1点、「数の論理で不満の声」。これは頭からこういうことはないと思うのですが、この見出しに含まれておる……。

○谷 一夫会長

井浪委員、すみません、ちょっと待ってください。せっかくのご発言中申し訳ありませんが、その新聞記事については私ども、皆さんそれぞれに思いがおりだということでございますが、これ合併協議会の場でございますので、やはり今のお話はちょっと視点がずれて、この場でご発言いただくのは不適切ではないかなと私は判断をいたします。申し訳ありませんが、後ほど個人的にお話しなされたら、お気持ちは、十分伝わっていると思いますので、そこら辺でちょっと矛をお収めになられたらと思います。

○井浪 清委員

とにかくとんでもないような発言しておりますので、恐らく私は、木曾川町も、一宮市も、尾西市もお尋ねして……。

○谷 一夫会長

それでは、閉会した後、ご発言をお願いいたします。

○井浪 清委員

是非やらせてください。

○谷 一夫会長

それでは閉会后ということで、ちょっとお待ちいただけますか。

ほかに、あとの皆さん、いかがでしょう。

○丹羽 厚詞副会長

先ほどの合併住民説明会開催状況などを申し述べることはできませんでしたので、少しだけお話をさせていただきますと、尾西市においても住民投票前に非常に出席率が少ない参加者数ということで書かれているのですが、実は、尾西市としては市独自の住民投票前の説明会というのを来月に入りましたところで、また全市的に行っていくという通知をしております。それと同時に、出前講座という形でどこの町内、どんな公民館、あるいはどういったところでもお話しに行くということで、毎日のように今はやっております。そういったところで、例えばおととい、私が行ったところは200名以上のご参加がありまして、そういったことで逆にこの合併住民説明会の方の出席率が多少少ないということもあるということをご理解いただきたいということだけ申し述べさせていただきます。

○谷 一夫会長

北岸委員。

○北岸 節男委員

少し時間があるようですから、いつも合併協議会、あるいは小委員会等に参加して若干のフラストレーションを持って帰っていくのですが、そのフラストレーションというものは、合併協議会の性質上、合併に向けて論議を進めるということは重々承知しているつもりであります。しかし、すべての人達の英知を集めるという意味では、合併是非論についての論議が決定的に不足していると思います。

これは、正直な話、合併協議会の席上で行うこと自体が難しい性質の事柄であるのかなと思います。私は任意協議会のころから合併協議会の席上で合併の是非論はとてもできな

いなと認識しておりました。しかし、それが結局は私たち議員よりもむしろ学識経験者の皆さんの方に、より不平不満というか、フラストレーションが高まることになっているのではないかと思います。それは発言の機会がないとか、そういったことにつながっていくだろうと思います。考えてみれば、当然なのですが、実際、行政担当者やら我々議員の方が、行政運営のあり方だとか地方財政のあり方について、曲がりなりにも学識経験者の方々よりは少しは深い知識を持っているわけですよ。大体この協議会で行われていること自体が行政の制度のすり合わせとか、そういうことに結局終始しているわけです。

ここにおいて合併はどのようにしていくのだという意見がなかなか発言しにくい。こういったことに対して今ここに集まっている30数人がそれぞれの思いを述べ合うという機会が正直な話一度もなかったと思います。これは一度やっていただく必要があるとかねて思っておりますけれども、皆さん方はこういった点についてどう思っているのか、一度皆さんにお聞きしたいなど、ずっと思っていました。

私はこの合併協議会の第1回の時に申し上げましたが、尾西市議会といたしましては合併ありきで合併協議会に参加しておりません。合併協議会を進めていく過程で我々は合併の是非を判断していくと考えておりますし、議会の方の要請、指示を受けて私たちはここに参加しているということです。個別合併推進論と反対論とそういう立場ではありません。そういった意味で、私は、正直な話、もっともつこの合併云々の機会に是非論も含めてより深い論議をしていくべきであると思っておりますけれども、皆さん方の思いをかねがねお聞きしたいと思っております。いかがでございましょうか。

**○谷 一夫会長**

今の問題提起について何かご発言をどうぞ。

佐野委員。

**○佐野 豪男委員**

佐野でございます。新市建設計画等の小委員会のメンバーで、今、北岸委員さんがおっしゃいましたことをいろいろ論議しております。是非北岸委員さん、この小委員会の方へも傍聴に来ていただきまして、その辺よろしくお願ひします。

**○谷 一夫会長**

吉田委員。

**○吉田 弘委員**

今、北岸委員さんからお話がありました、私ども学識経験者の発言が少ないのではないかと、そういうような意見がありました。議員さんについては行政についてよく認識してみえると思っておりますが、学識経験者のこの6名は毎月市長さんを囲んで、いわゆるフリートークで意見を交わしているわけでありまして、こういう場での発言はし難いのですけれども、尾西市ではしっかりとそういうことをやっております、皆さんははっきりとした意見を言われるのですから、北岸委員さんのおっしゃる、そういうことは余りないと思っております。市長を囲んで2時間ぐらい意見を出してやっておりますので、それだけはひとつご認識お願いいたします。

○谷 一夫会長

北岸委員。

○北岸 節男委員

少し安心しましたが、私は学識経験者の皆さんの意見が少ないと申し上げたのではなくて、財政のあり方とか行政運営のあり方、それに伴った制度の違いを比較して、どちらがいかとりましようかというような論議だったら、それは、正直な話、学識経験者の皆さんがその意見を差し挟む余地がだんだんなくなっていってしまうだろうと思うのです。そうではなくて、そういうあり方ももちろん一方で要りますけれども、合併そのものについてもっと深い論議をしていこう、それはつまりは行き着くところ、合併に伴う是非論、私はそれをある種の哲学をつくることではないかと思っておりますけれども、そういった論議でやはりこの場ではなかなかできないと思います。

正直な話、ある意味、レジュメに落として、そのテーマごとというような話と違いますので、途方もない空漠とした思いを抱きますけれども、そうした時間というのは私は必要だろうと思うのです。それが合併協議会の席上ではある意味では全然とれませんでしたし、これからもそうされていくのかというふうに、絶えずそれを思って、また協議会に出席すると、私は本当に大きいフラストレーションを持って帰ると。皆さん方はどんな思いでいらっしゃるのかなということをお話ししたいなと、こういうふうに思っているわけです。決して学識経験者の方々の意見が少ない、しっかりやれとか、そんなようなことを思っているわけではありません。

○谷 一夫会長

ほかにご意見はございませんか。

友定委員。

○友定 良枝委員

北岸委員さんが言われたことに私は賛成で、同感です。そのような機会を設けていただけたらありがたいなと思っております。お願いします。

○谷 一夫会長

豊島委員。

○豊島 半七委員

一宮市の豊島でございます。

今いろいろと発言の場がないとかという話も伺いました。それはある意味ではもっともかなという思いもいたします。私ども商工会議所は来月の18日に合併事務局から来ていただきまして、合併の説明会等もやっておられますけれども、それと同じようなことになりまして、議員の方に案内は出してあります。そこでしっかりと発言をしていただく、そういう場をつくっております。ただ、なかなか先生の前、発言しづらいという面がありまして、民間の人は割に自由に発言が出るようなのですけれども、そういうことで場をつくってやっていこうというようなことです。

以上です。

○谷 一夫会長

中島委員。

○中島 路可委員

友定委員さんが言われたように、その意見については同感ですけれども、私ども、ここで学識者かどうか知りませんが、出していただいている我々はそんなに無能無学ではございませんので、しかるべきときには意見を言っているつもりでおります。ただ、こういう会議の、つまりいろいろな役所の事務的な面でのすり合わせ、そういうことについて口を挟めと言われると、それはなかなか難しいのは確かにありますけれども、そういう意味では、私ども、そんなやわではございませんので、どうぞご安心いただけたらと思います。

ただ、友定委員さんが言われたように、木曾川町の委員さんがどう考えていらっしゃるのだろうかと。私ども6人の仲間は割りによく集まっていろいろな話をし合っております。そういう意味では大丈夫だと思いますが、よその市町の方がですね、どんなふうにお考えになっていらっしゃるのかについては、これは残念ながら聞こえてまいりませんので、そういう意味では一度フリートーキングで機会があればとは思いますが、いろいろご心配かけてありがとうございます。

○谷 一夫会長

ようございますか、木曾川町の市民の関係の方。

○杉本 尚美委員

木曾川町の杉本です。

私も北岸委員や友定委員さんの意見と全く同感なのですけれども、せっかく住民の代表として学識経験者ということで出ているわけなのですけれども、住民と、そして議員さんと市長さんということで一堂に集まって話をする場において合併について皆さんどうのご意見を抱えているのかということについて、私自身も個人的に聞きたいなということ常々思っておりますし、ここまで事務レベルでもすり合わせが行われてきた段階で皆さんの持たれている合併についての思いなどを一度聞いてみたいという気もいたします。

○谷 一夫会長

どうもいろいろとご意見ありがとうございました。

皆様方先刻ご承知だと思いますが、この協議会は合併の是非を決める場所ではないわけでありまして、住民投票あるいは議会での議論の資料といいますか、判断材料、あるいは住民の方々にアンケートお答えいただく上での判断材料、そういったものを整えるというのが第一の使命でございます。しかし、合併協議をどう考えるかということについて意見を述べる場が欲しいというご意見も、ごもっともであろうと思いますので、今後の協議会の中でそのような機会が設けることができれば、またご意見を伺うこともあるかもしれません。

どうも本当にありがとうございました。

それでは、ここでひとまず合併協議会を閉じさせていただきます。

午後 3 時 4 3 分 閉会

---

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 1 6 年 2 月 2 0 日

会議録署名委員 梶 田 信 三 (自署)

会議録署名委員 時 田 晴 彦 (自署)

会議録署名委員 川 合 正 高 (自署)